

個人番号

マイナンバーカードを 作りませんか？

法令上、マイナンバーを提出する場合には、マイナンバー提示のほか、必ず本人確認書類の提示が必要です。しかしマイナンバーカードがあれば、1枚でマイナンバーと本人確認書類の提示ができます。

●マイナンバーカードはどういう場合に使えるの？

次のようなときに利用できます。なお、マイナンバーの利用は法令で定められた範囲に限定されています。マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。

- ・顔写真付きの公的な身分証明として
- ・アルバイト・パート・就職のときに職場へ



- ・児童手当や出産育児一時金の申請で役場や健康保険組合へ
- ・税金の申告で税務署や役場へ
- ・資産運用の手続きで銀行や証券会社へ
- ・年金給付の手続きに日本年金機構へ

- ・マイナポータルサイトのログイン認証で（カード内の電子証明書を利用）
- ・e-Taxなどの電子申請で（カード内の電子証明書を利用）

●マイナンバーカードの交付申請方法は？

- ・郵便による申請／個人番号通知カード（通知カード）が送られてきた際に、通知カードを切り取った紙の下半部分がマイナンバーカードの交付申請書になっています。
- ・この申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼りつけます。交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。
- ・パソコンによる申請／デジタルカメラなどで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。交付申請書のWebサイト「マイナンバーカード総合サイト」にアクセスします。画面に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。
- ・スマートフォンによる申請／ス

マートフォンのカメラで顔写真を撮影します。通知カードを切り取る前の紙面の下半分に記載されているQRコードを読み込み、申請用ウェブサイトにアクセスします。画面に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。窓口で申請／吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局の窓口で申請することもできます。その際、申請書に添付する顔写真は役場職員が無料で撮影します。

●マイナンバーカード交付の手数料は？

初回無料です。

●マイナンバーカード申請から交付の流れは？

申請後、約3～4週間後に「個人番号カード交付通知書兼照会書」がご自宅に届きます。届いた照会書に住所を記入・記名、押印の上、この照会書・運転免許証などの本人確認書類・個人番号の通知カードを指定された窓口にて持参いただいた際にカードが交付されます。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120・95・0178・住
民課（吉備庁舎）

マイキーIDを 設定しませんか？

政府は消費活性化策として令和2年（2020年）夏～秋を目途に「マイナポイント」制度を実施する予定です。これは民間のキャッシュレス決済手段で一定金額を前払いした方にプレミアム分として「マイナポイント」が付与される制度となる予定です。

制度の詳細は政府が調整中ですが、この制度の利用の前提条件として「マイナンバーカードの取得」と「マイキーIDの設定」が必要になります。この機会にぜひマイナンバーカードの取得とマイキーIDの設定をご検討ください。

問 企画調整課（吉備庁舎）

健康

有田地方休日急患診療所 年末年始の診療

● 年末年始の診療日／12月30日（月）・31日（火）、令和2年（2020年）1月1日（水）～3日（金）

● 診療時間／10時～16時
※受け付けは15時30分まで
● 診療科目／内科・小児科

問 有田地方休日急患診療所 ☎ 53
4882